



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*19 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 2
- \*20 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 2
- \*21 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課)..... 4
- \*22 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (商工振興課)..... 4
- \*23 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 5
- \*24 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( // )..... 6

### ○ 教育委員会規則

- \*5 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 12
- \*6 和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 13
- \*7 和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 13
- \*8 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則 ..... 14
- \*9 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 ..... 14
- \*10 和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則 ..... 15
- \*11 和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 15
- \*12 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 16
- \*13 根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則..... 17

### ○ 告示

- 468 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課)..... 17
- 469 紀の川市に係る農業振興地域の区域の変更 (農林水産総務課)..... 18
- 470 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 19
- 471 保安林の指定施業要件の変更 ( // )..... 19
- 472 // ( // )..... 20
- 473 和歌山県公共工事等統合支援システム(工事管理システム等)機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)..... 20
- 474 和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( // )..... 23
- 475 道路の区域変更 (道路保全課)..... 25
- 476 // ( // )..... 25
- 477 道路の供用開始 ( // )..... 26
- 478 道路の区域変更 ( // )..... 26
- 479 // ( // )..... 26
- 480 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 27
- 481 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 28

482 都市計画事業の認可 ( " ) ..... 29

483 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市政策課) ..... 29

484 港湾隣接地域の変更 (港湾空港振興課) ..... 29

485 和歌山下津港港湾計画の変更の概要 (港湾漁港整備課) ..... 31

486 平成30年和歌山県告示第122号(会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等)の一部  
改正 (会計課) ..... 32

○ 訓令

\*5 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課) ..... 33

○ 公告

入札公告 (技術調査課) ..... 33

" ( " ) ..... 36

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課) ..... 39

紀の川中流域下水道の指定管理者の指定 ( " ) ..... 40

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) ..... 40

" ( " ) ..... 40

○ 公営企業管理規程

\*1 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程 ..... 40

\*2 和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程 ..... 42

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社) ..... 43

規 則

和歌山県規則第19号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(立入調査員の指定等) 第20条 条例第31条第1項に規定する立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>教育庁生涯学習局生涯学習課及び学校教育局教育支援課の職員</u> (6)～(8) 略 2 略	(立入調査員の指定等) 第20条 条例第31条第1項に規定する立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育庁生涯学習局生涯学習課並びに <u>学校教育局県立学校教育課、義務教育課及び健康体育課の職員</u> (6)～(8) 略 2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和25年和歌山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第1条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 営業者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 3～5 略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第1号様式の2（第1条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 営業者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2～4 略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第4号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）</p> <p>別記第8号様式（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（<u>クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本</u>）</p>	<p>別記第1号様式（第1条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 営業者が法人の場合は、定款及び寄附行為 3～5 略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第1号様式の2（第1条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 営業者が法人の場合は、定款又は寄附行為 2～4 略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>別記第4号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 写真（縦4cm、横3cmとし、出願前6箇月以内に撮影した正面無帽のもの）</p> <p>別記第8号様式（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>添付書類 1 略 2 戸籍謄本又は戸籍抄本</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第8号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第21号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年和歌山県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（提出する書類の経由等） 第5条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、施行令及びこの規則により知事に提出する書類は、申請又は届出に係る製造所、営業所、研究所若しくは倉庫の所在地又は森林若しくは農地の区域のうち主たる区域を管轄する県立保健所長（支所長を含む。）を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山市に当該所在地又は区域があるときは、直接知事に提出するものとする。</p>	<p>（提出する書類の経由等） 第5条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、施行令及びこの規則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、申請又は届出に係る製造所、営業所、研究所若しくは倉庫の所在地又は森林若しくは農地の区域のうち主たる区域を管轄する県立保健所長（支所長を含む。）を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山市に当該所在地又は区域があるときは、直接知事に提出するものとする。 <u>2 前項に規定する厚生労働大臣に提出する書類は、正副各1通を提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">部会の名称</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会</td> <td style="text-align: center;">わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	部会の名称	分掌事務	略			和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会	略	略			<p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">部会の名称</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会</td> <td style="text-align: center;">わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">サービス産業県外市場開拓支援認定部会</td> <td style="text-align: center;">サービス産業県外市場マーケティング支援事業の審査等に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	部会の名称	分掌事務	略			和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会	略		サービス産業県外市場開拓支援認定部会	サービス産業県外市場マーケティング支援事業の審査等に関する事務	略		
附属機関の名称	部会の名称	分掌事務																										
略																												
和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会	略																										
略																												
附属機関の名称	部会の名称	分掌事務																										
略																												
和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業審査部会	略																										
	サービス産業県外市場開拓支援認定部会	サービス産業県外市場マーケティング支援事業の審査等に関する事務																										
略																												

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第23号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育委員会教職員課の出納員) 第3条の2 教育委員会教職員課に出納員を置く</p> <p>2 前項の出納員は、教育委員会教職員課副課長の職にある職員（給与及び旅費について課長を補佐する職員に限る。）をもってこれに充てる</p> <p>3 略</p> <p>(その他の会計職員) 第6条 略</p> <p>第7条 前5条に規定するもののほか、会計課、総務事務集中課、総務課、税務課、管財課、教育委員会教職員課、警察本部及びかい等の職員で会計事務に従事するものは、これを会計職員とする。この場合において、当該職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、これを同項の職員に併任されたものとみなす。</p> <p>(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 <u>(3) 軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金の受入れに関すること。</u></p> <p>4 略</p> <p>(教育委員会教職員課の出納員の会計事務) 第9条の2 教育委員会教職員課の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務をつかさどる。</p> <p>(かい等の出納員の会計事務) 第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、教育委員会紀南教育事務所の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務（他のかいの出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5 略</p>	<p>(教育委員会給与福利課の出納員) 第3条の2 教育委員会給与福利課に出納員を置く</p> <p>2 前項の出納員は、教育委員会給与福利課副課長の職にある職員（給与及び旅費について課長を補佐する職員に限る。）をもってこれに充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(その他の会計職員) 第6条 略</p> <p>第7条 前5条に規定するもののほか、会計課、総務事務集中課、総務課、税務課、管財課、教育委員会給与福利課、警察本部及びかい等の職員で会計事務に従事するものは、これを会計職員とする。この場合において、当該職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、これを同項の職員に併任されたものとみなす。</p> <p>(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(教育委員会給与福利課の出納員の会計事務) 第9条の2 教育委員会給与福利課の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務をつかさどる。</p> <p>(かい等の出納員の会計事務) 第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、教育委員会給与福利課分室の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務（他のかいの出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5 略</p>

別表第1(第5条関係)

略	
和歌山下津港湾事務所	略
略	
自然博物館	略
紀南教育事務所	人事給与課長
略	略

別表第2(第8条関係)

出納員名	委任事務
略	
4 税務課の出納員	(1)~(3) 略 (4) 和歌山県自動車税証紙特別会計に係る歳入金を直接収納し、及び一時保管すること。 (5)~(7) 略
略	

別表第4(第9条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
略	
6 西牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	西牟婁振興局 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 紀南教育事務所 田辺警察署 白浜警察署
略	

別表第1(第5条関係)

略	
和歌山下津港湾事務所	略
給与福利課分室	分室長
略	
自然博物館	略
略	略

別表第2(第8条関係)

出納員名	委任事務
略	
4 税務課の出納員	(1)~(3) 略 (4) 和歌山県自動車税等証紙特別会計に係る歳入金を直接収納し、及び一時保管すること。 (5)~(7) 略
略	

別表第4(第9条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
略	
6 西牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	西牟婁振興局 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 給与福利課 紀南分室 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 田辺警察署 白浜警察署
略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県規則第24号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(指定代理納付者による歳入の納付) 第29条の3 略 2 略 3 知事は、指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。 (1)・(2) 略 (3) 指定代理納付者が代理納付の対象とする納付方法</p> <p>(資金前渡) 第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。 (1)～(2) 略 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金(以下「常時の前渡資金」という。)に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。 (1)～(8) 略 (9) 被疑者の護送及び釈放される被留置者の帰住に要する経費 毎6月分以内の予定額 (10)～(24) 略</p> <p>(契約書の作成) 第89条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しない。 (1)～(9) 略 (10) 契約不適合責任 (11)～(13) 略</p> <p>(契約の解除) 第96条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の定めるところにより、契約を解除することができる。 (1) 略 (2) 契約の履行に着手しないとき。 (3)～(5) 略</p> <p>(賠償責任を有する補助職員) 第141条 法第243条の2の2第1項後段に規定する事務を補助する職員は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区分</td> <td>地方機関</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	地方機関	略	略	<p>(指定代理納付者による歳入の納付) 第29条の3 略 2 略 3 知事は、指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。 (1)・(2) 略 (3) 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード</p> <p>(資金前渡) 第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。 (1) 貸金 (2)～(23) 略 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金(以下「常時の前渡資金」という。)に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。 (1)～(8) 略 (9) 被疑者の護送に要する経費 毎6月分以内の予定額 (10)～(24) 略</p> <p>(契約書の作成) 第89条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しない。 (1)～(9) 略 (10) かし担保責任 (11)～(13) 略</p> <p>(契約の解除) 第96条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の定めるところにより、契約を解除することができる。 (1) 略 (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。 (3)～(5) 略</p> <p>(賠償責任を有する補助職員) 第141条 法第243条の2第1項後段に規定する事務を補助する職員は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区分</td> <td>地方機関</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	地方機関	略	略
区分	地方機関								
略	略								
区分	地方機関								
略	略								

2 教育委員会	教育センター 学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀南教育事務所
略	略

2 教育委員会	給与福利課分室 教育センター 学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館
略	略

別表第2を次のように改める。

別表第2(第50条関係)

執行区分		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
節	区分			
報酬		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
給料		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
職員手当等	退職手当	手当の決定をするとき。	支出しようとする額	手当の額を明らかにした書類
	その他の職員手当等	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
共済費		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
災害補償費		補償の決定をするとき。	補償を要する額	戸籍謄本又は戸籍抄本、本人の請求書の写し並びに病院等の請求書、領収書又は証明書及び算出基礎を明らかにした書類
恩給及び退職年金		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
報償費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	物品の購入に係るもののうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	講師又は参考人等に対する報償金のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の報償費	交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。	交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
旅費		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	



交際費		交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。	交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
需用費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	光熱水費、燃料費、食糧費、消耗品費（書籍類その他の軽易な支出に係る物品の購入及び複写機の消耗品の供給契約に係るものに限る。）及び修繕料（緊急に実施する必要がある小規模修繕料に限る。）のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の需用費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
役務費	長期継続契約によるもの（電信電話料を除く。）	契約を締結するとき（契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日）。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	通信運搬費（電信電話料、料金後納郵便料及び運賃先払いによる運搬料に限る。）、保管料（到着荷物の保管料に限る。）及び手数料（公共事業に係る不動産鑑定評価の報酬並びに捜査関係者及び被留置者の診療情報の提供を受ける場合のものに限る。）	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の役務費	交付の決定をするとき、申込みをするとき又は契約の締結をするとき。	交付を要する額、申込金額又は契約金額	交付を明らかにした書類、申込書案又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
委託料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき（契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日）。	当該会計年度の額	契約書の写し

	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	犯罪被害者又は被留置者の医療費、医療機関における検査に要する経費及び結核医療費委託	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の委託料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
使用料及び賃借料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	テレビ聴視料、タクシー乗車券、船舶使用料、有料道路使用料及び駐車場使用料並びに会場使用料(会場の附属設備の使用料を含む。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の使用料及び賃借料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
工事請負費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の工事請負費	契約を締結するとき。	契約金額	起工伺、指名伺、設計書、見積結果表、契約書案その他必要な書類
原材料費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の原材料費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
公有財産購入費		契約を締結するとき。	契約金額	見積書、契約書案その他内容を明らかにした書類
備品購入費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の物品購入費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書及び契約書案
負担金、補助及び交付	交付決定を要する負担金	交付の決定をするとき。	交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に

金				係る関係書類
	交付決定を要しない負担金のうち講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	交付決定を要しない負担金のうち申込み又は契約を締結するもの(講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費を除く。)	申込みをするとき又は契約を締結するとき。	申込金額又は契約金額	申込書案又は契約書案
	交付決定を要しない交付金のうち不在者投票に要する経費(不在者投票管理者の請求により支出するものに限る、外部立会人に要する経費を除く。)	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	交付決定を要しないその他の負担金、補助金及び交付金	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書の写し
	交付決定を要する補助金及び交付金	交付の決定をするとき。	交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に係る関係書類
扶助費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	現品購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書及び契約書案
	その他の扶助費	交付の決定をするとき。	交付を要する額	交付を明らかにした書類
貸付金		貸付けの決定をするとき。	貸付けを要する額	申請書、貸付決定書案、契約書案及び算出基礎を明らかにした書類
補償、補填及び賠償金		補償、補填又は賠償の決定をするとき。	補償、補填又は賠償を要する額	契約書案その他内容を明らかにした書類
償還金、利子及び割引料		償還等の決定をするとき。	償還等を要する額	請求書の写しその他内容を明らかにした書類
投資及び出資金		払込み又は出資の決定をするとき。	払込み又は出資を要する額	申請書又は申込書案、契約書案その他内容を明らかにした書類
積立金		積立ての決定をするとき。	積立てを要する額	算出基礎を明らかにした書類
寄附金		寄附の決定をするとき。	寄附を要する額	申請書又は申込書案

				その他内容を明らかにした書類
公課費		納入の通知を受けたとき又は納付の決定をするとき。	納入通知金額又は納付を要する額	納入通知書の写し又は算出基礎を明らかにした書類
繰出金		繰出しの決定をするとき。	繰出しを要する額	算出基礎を明らかにした書類

備考

- 1 支出の決定をするとき、請求のあったとき又は交付の決定をするときをもって整理時期とする支出負担行為で、これに基づいて法第235条の5に規定する期限までに支出等をすべき経費に係るものについては、当該期限までの間において当該支出等に先立って支出負担行為として整理することができるものとする。
- 2 集中調達に係る経費（契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。）の支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 3 法第209条に定める各会計内及び会計間での支出（他会計への繰出金を除く。）に係る支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 4 この表に定める時期に支出負担行為として整理することが困難又は適当でないとき認められるときは、支出負担行為担当者は出納機関と協議の上、別に支出負担行為として整理する時期等を定めることができる。

別表第4中

「	災害補償費 賃 金	請求書及び決定通知書の写し 請求書及び就労証明書	を
「	災害補償費	請求書及び決定通知書の写し	に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 令和元年度までの賃金に関する支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為に必要な主な書類、支出票の添付書類並びに資金前渡については、この規則による改正後の和歌山県財務規則（次項において「改正後の規則」という。）第59条第1項並びに別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、改正後の規則第96条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分校の副校長及び教頭並びに分校主任) 第17条 分校に、<u>副校長、教頭</u>又は分校主任を置く。 2 略 3 分校に置く副校長、教頭又は分校主任は、校長を補佐し、分校に関する校務をつかさどる。</p>	<p>(分校の教頭及び分校主任) 第17条 分校に、<u>教頭</u>又は分校主任を置く。 2 略 3 分校に置く教頭又は分校主任は、校長を補佐し、分校に関する校務をつかさどる。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育庁の職) 第2条 教育庁に<u>次</u>に掲げる職を置く。 (1)～(6) 略 <u>(7)～(12)</u> 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、<u>次</u>に掲げる職を置く。 (1)～(19) 略</p> <p>(学校以外の教育機関の職) 第3条 学校以外の教育機関に<u>次</u>に掲げる職を置く。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。 <u>(1)～(19)</u> 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、<u>次</u>に掲げる職を置く。 (1)～(9) 略</p>	<p>(教育庁の職) 第2条 教育庁に<u>次の各号</u>に掲げる職を置く。 (1)～(6) 略 <u>(7) 分室長</u> <u>(8)～(13)</u> 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、<u>次の各号</u>に掲げる職を置く。 (1)～(19) 略</p> <p>(学校以外の教育機関の職) 第3条 学校以外の教育機関に<u>次の各号</u>に掲げる職を置く。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。 <u>(1) 館長</u> <u>(2)～(20)</u> 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、<u>次の各号</u>に掲げる職を置く。 (1)～(9) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
職員の区分	職名	職員の区分	職名
略	略	略	略
現業員	校務員 給食員	現業員	事務助手 校務員 給食員
	略		略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実施校の職員) 第8条 実施校には、校長、 <u>副校長、教頭、教諭</u> 、事務職員その他必要な職員を置く。	(実施校の職員) 第8条 実施校には、校長、 <u>教頭、教諭、事務職員</u> その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教務主任等) 第23条 略 2～6 略 7 第1項に定める教務主任等は、当該学校の主幹教諭又は教諭(保健主事にあつては当該学校の主幹教諭、 <u>教諭又は養護教諭</u> )のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 8 第2項から第6項までに定める教務主任等は、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。	(教務主任等) 第23条 略 2～6 略 7 第1項に定める主任等は、当該学校の教諭(保健主事にあつては当該学校の教諭又は養護教諭)のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 8 第2項から第6項までに定める主任等は、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則

和歌山県教育センター学びの丘規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) 略</p> <p>(6)・(7) 略 (課の設置) 第3条 センターに、次の<u>3課</u>を置く。 略 <u>研究開発課</u></p>	<p>(業務) 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) 略 (6) <u>学力の向上に関すること。</u> (7)・(8) 略 (課の設置) 第3条 センターに、次の<u>4課</u>を置く。 略 <u>学校支援課</u> <u>学力対策課</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則（平成22年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験の実施等に関する規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験</u>（以下「<u>選考試験</u>」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選考試験の目的及び方法) 第3条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条に規定する選考は、<u>選考試験</u>によるものとする。 2 <u>選考試験</u>は、公立学校教員としての資質を有</p>	<p><u>和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査</u>（以下「<u>選考検査</u>」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選考検査の目的及び方法) 第3条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条に規定する選考は、<u>選考検査</u>によるものとする。 2 <u>選考検査</u>は、公立学校教員としての資質を有</p>

するかどうかを客観的に判定するために行うものとする。

- 3 選考試験は、次に掲げる方法（以下「試験種目」という。）のうち和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるものにより行う。
  - (1) 筆答試験
  - (2) 面接試験
  - (3) 実技試験
  - (4) 略
  - (5) 論文試験
  - (6) その他公立学校教員としての資質を客観的に判定することができる試験

(選考試験の公告)

第4条 和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、選考試験を実施するときは、あらかじめ選考試験の期日、場所、試験種目、募集校種・教科、募集人員その他必要な事項を掲示その他の方法により公告するものとする。

(受験の手続)

第5条 選考試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、教育長が定める所定の期間内に、受験の手続を行うものとする。

(選考試験結果の通知)

第6条 教育委員会は、選考試験終了後、その結果を受験者に通知するものとする。

(採用候補者名簿)

第7条 教育委員会は、選考試験の結果に基づき、受験者の選考試験の成績に応じて順位を付した上で、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 略

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考試験の実施等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

するかどうかを客観的に判定するために行うものとする。

- 3 選考検査は、次に掲げる方法（以下「検査種目」という。）のうち和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるものにより行う。
  - (1) 筆答検査
  - (2) 面接検査
  - (3) 実技検査
  - (4) 略
  - (5) 論文検査
  - (6) その他公立学校教員としての資質を客観的に判定することができる検査

(選考検査の公告)

第4条 和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、選考検査を実施するときは、あらかじめ選考検査の期日、場所、検査種目、募集校種・教科、募集人員その他必要な事項を掲示その他の方法により公告するものとする。

(受検の手続)

第5条 選考検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）は、教育長が定める所定の期間内に、受検の手続を行うものとする。

(選考検査結果の通知)

第6条 教育委員会は、選考検査終了後、その結果を受検者に通知するものとする。

(採用候補者名簿)

第7条 教育委員会は、選考検査の結果に基づき、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 略

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考検査の実施等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育長に対する事務の委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(6) 略</p>	<p>(教育長に対する事務の委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(6) 略</p>



(7) 教育委員会の事務局の副課長と同等以上の職にある職員、学校以外の教育機関の課長又は課長相当職以上の職にある職員並びに教育委員会の所管に属する学校の校長、副校長、教頭及び事務長の任免に関すること。  
 (8)～(16) 略  
 2 略

(7) 教育委員会の事務局の副課長と同等以上の職にある職員、学校以外の教育機関の課長又は課長相当職以上の職にある職員並びに教育委員会の所管に属する学校の校長、教頭及び事務長の任免に関すること。  
 (8)～(16) 略  
 2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例（令和2年和歌山県条例第33号。附則ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

告 示

和歌山県告示第468号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県海南市船尾字中濱260番96の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	ふっ素及びその化合物

3 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第12号に該当する。

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第469号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、紀の川市に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び那賀振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地域名	農業振興地域の区域
紀の川地域	<p>紀の川市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 窪、高野、黒土、広野、赤尾、田中馬場、南中、池田新、北中、神領、東山田、登尾、枇杷谷、豊田、東三谷、中三谷、東国分及び古和田の全域</p> <p>(2) 上野のうち字前島、打田のうち字出山、竹房のうち字沼、高瀬、小田、嶋ノ上、堂坂、迫間、山添、立花、阿弥陀、堂ノ上、大一平、西平、三前平、焼平、白石、扇平、烏谷及び五百谷、西大井のうち字西原及び天水待、花野のうち字前田、乾及び北脇、尾崎のうち字垣添、北脇及び西脇、畑野上のうち字山添、勝苺、頓天、登里立及び城賀、中井阪のうち字岸ノ上及び八王子、下井阪のうち字西垣内、赤塚、河原端、牛神及び八王子、西井阪のうち字花井及び陰木、北大井のうち字海神、神楽、池尻、中司、林垣内、住吉、一ノ戸、三ノ戸、下り松及び竿留、南勢田のうち字芝崎、丁田、吉里、中反り、竹之迫間、平尾、大日、狐塚及びロノ田、北勢田のうち字田津良、稲荷、寺垣内、風呂川、小坂、井ノ尻、岡ノ峯、尾崎、尾筋、山田、野末、尾尻、神垣内、西原、烏子川、笠松及び細尾、重行のうち字犬丸、西中原、石原、馬場山、北石原、小畑、北犬丸及び山神原、西山田のうち字尾崎、深ヶ及び山添、中畑のうち字木平、今畑のうち字東畑、弓場、棟、但馬、谷、葛谷、煙草、三知口及び奥出並びに西三谷のうち字東八光、西八光、砂山、高橋前、善光、添垣内、石畑毛、中筋、北松原、平松、藤ノ木、下地円坊及び花折の全域</p> <p>(3) 上野のうち字名草、上野山、横辻及びハザマ、打田のうち字城ノ本、上芝、岸田、小門、柳嶋、福垣内、鳥池及び神領浦、竹房のうち字奥山、寺山及び最初、東大井のうち字角田、正覚、上水及び栗嶋、西大井のうち字乗塚及び蘓鉄尻、花野のうち字宮脇、前岡、川崎、川北及び西岡、尾崎のうち字夜水及び町田、畑野上のうち字町田及び中筋、中井阪のうち字道添、轟塚、池ノ西、平池及び羊ヶ崎、下井阪のうち字三ツ塚、上ノ段及び花井、西井阪のうち字菅井、北大井のうち字車池及び大東、南勢田のうち字五明及び杉ノ尾、北勢田のうち字角矢、重行のうち字東平尾、西平尾、西柳原、東柳原、芦原及び東中原、西山田のうち字陰地カ原及び添畑、神通のうち字村内、西浦、東谷及び稲尾、中畑のうち字村内、西浦、立石、猪谷、梶尾谷、瀧谷及び神子平、今畑のうち字後明、西ノ平及び前溪並びに西三谷のうち字横谷、不動寺、塩谷、高松、内谷及び上地円坊の一部に該当する区域</p> <p>(4) 貴志川町井ノ口、高尾、丸栖、北山、長原、鳥居及び西山の全域</p> <p>(5) 貴志川町前田のうち字中嶋、東島、大浦、嶋、浮ノ島、畑田、前田、久保、一本木、土京田、野々向、妙見原、筒久保及び本前田、貴志川町国主のうち字早田、越中芝、尾張田、池田、前垣内、滑岩、十九通及び熊ノ倉、貴志川町長山のうち字笹ヶ田和、的場谷、奥ノ谷、瀧ヶ内、野田谷、東畑、柳の手浦及び五反田、貴志川町岸宮のうち字鳥羽、宮西、西ノ野、原池、八岡、南野及び桃原、貴志川町尼寺のうち字大田、古荒山及び尼岡、貴志川町北のうち字市場、左近垣内、楠田、坊垣内、南平、中島及び深田並びに貴志川町岸小野のうち字中嶋、北垣内、南垣内、前嶋、深見、梅ノ段、細尾垣内、細尾、梅尾、木ト平、番頭谷、深山谷及び余木谷の全域</p> <p>(6) 貴志川町前田のうち字貫井、堂ノ前、片岸及び上之段、貴志川町上野山のうち字北畑、鍛屋垣内及び風呂谷、貴志川町神戸のうち字貫井、東嶋、一枚戸、稲戸、水落、山畑及び大越、貴志川町国主のうち字北ノ垣内、貴志川町長山のうち字峯手、荒子谷、森本、里ノ内及び弁時、貴志川町岸宮のうち字平ノ谷、貴志川町尼寺のうち字浦ノ坪、茶屋御殿、白岩、實尾、鎌多山及び平原、貴志川町北のうち字籠田及び大谷並びに貴志川町岸小野のうち字堂ヶ谷、鷹巣、川端、我田々及び真名池谷の一部に該当する区域</p> <p>(7) 桃山町市場、元、段、段新田、神田、最上、大原、黒川、野田原、脇谷及び垣内の全域</p> <p>(8) 桃山町調月のうち字北嶋、高嶋、添田、後嶋、城ノ段、山ノ上、北上ノ台、前嶋、宮垣内、宮ノ前、南上ノ台、尼岡、奥新田、山人平、東美濃嶋、貴志塚、稲葉段、金性谷、山田、田ノ谷、富士谷、段、広田、田津ノ木、西美濃嶋、中嶋、北山、南山及び佛谷、桃山町善田のうち字惣田、トジカミ、滝山、美濃山、横山、長田及び垣内、桃山町峰のうち字北谷、居垣内及び瀬ノ谷並びに桃山町中畑のうち字隠谷、井手、瀬ノ谷、居垣内及び峠谷の全域</p>

- (9) 桃山町調月のうち字里子谷、桃山町峰のうち字深山及び桃山町善田のうち字愛子の一部に該当する区域
- (10) 東川原、西川原、野上、馬宿、下丹生谷、上丹生谷、東野、井田、猪垣、藤井、東毛、中山、松井、島、深田、別所、上田井、長田中、南志野、北長田、風市、荒見、杉原及び遠方の全域
- (11) 中津川のうち字後谷、三倉谷、東柳谷、西谷、西谷中尾、西馬坂、西柳谷、東馬坂、護摩谷、極楽尾、万燈籠山、安滝、岩鼻、助谷、川久保、桧木森、上ノ井、貝谷、向平、児津子、下柚ノ原、西原、譲羽、大池尻、桴谷、笹平、狐谷、桜谷、観音尾、下茶屋、一心平中柚ノ原、奥柚ノ原、井戸谷、富士谷、長谷、摺鉢、岩くすべ、桃木谷、美濃谷、清水洛、狸尾、中後、打越、下茶屋尾、栃谷、藤尾谷及び藤尾平、粉河のうち字東前田、御所芝、舞田、宮谷、中岡、大平、下谷田、西岡、北垣内、東大道端、西大道端、上打田、下打田、西の窪、深堀及び這原、北志野のうち字八王子、西垣内、寺前、蔵垣内、清五郎、東垣内、長手、宮池尻、西側、櫻、脇田、向田及び笠松、勝神のうち字山本、東山田、谷筋、西山田、下中越、西筋、東筋、東中越、中筋、上中越及び垣内、上鞆淵のうち字鳥淵、坪井、日高、西清川、鳥淵谷、山戸垣内、井谷原、東原、有原、田間、日高谷、周家、大平、向原、向澤、井ノ谷、大和谷、笠神、大垣内、大谷、林垣内、榎原、奥澤、向地、南地、小野田、小林、北原、西垣内、向谷及び神谷、中鞆淵のうち字中瀬、本川、岩滝、中ノ組、馬場、中野北、中野南及び崎林並びに下鞆淵のうち字境石、神路谷、畑野、新子、上ノ垣内、大西、和田、西谷、彦谷口、露谷及び高原の全域
- (12) 中津川のうち字夙の前、トチヨコ谷及び西平、粉河のうち字植田、三尊寺、弥谷、寺川、別所谷、薬師谷、矢倉、須川及び中川、北志野のうち字奥山、勝神のうち字龍門山、上鞆淵のうち字清川、久保、西原、南垣内及び矢戸奥、中鞆淵のうち字滝の上、宮の下、安野、北澤、北所、前田、堂前、上沢、米の郷及び石神並びに下鞆淵のうち字唐谷及び平ノ原の一部に該当する区域
- (13) 赤沼田、横谷、麻生津中、北涌、平野、名手上、江川中、名手下、西脇、王子、藤崎、穴伏及び西野山の全域
- (14) 那賀、名手市場のうち字丹過、前田、黒代、小島、露口、庄屋及び風呂谷、名手西野のうち字東合楽、杉ノ森及び西川並びに後田字幅田の一部に該当する区域
- (15) 切畑のうち地域森林計画の樹立等に関する規程（昭和43年農林省訓令第45号）第3条に基づき定められた民有林の林班番号（旧上名手村の林班番号）11番から14番までに該当する区域を除いた区域

### 和歌山県告示第470号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字小松山120の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養  
3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において、和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれもがこの要件を満たす者であること。

- (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において、令和2年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理、ソフトウェア開発、賃貸借のいずれかの資格を有する者であること。  
コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。
- (3) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有する者であること。  
コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。
- ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
- (ア) システム監査技術者
  - (イ) ITサービスマネージャ
  - (ウ) データベーススペシャリスト
  - (エ) ネットワークスペシャリスト
  - (オ) プロジェクトマネージャ
  - (カ) 情報セキュリティスペシャリスト
  - (キ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ)
- イ 情報処理安全確保支援士の資格を有する者
- ウ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者
- (4) 入札公告の日から過去5年の間に、同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市又は国(公団等民間企業を含む。)への事業実績があり、そのうち一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の電子入札コアシステムを利用したシステムの構築又は1年以上の保守運用の経験を有する者で、その成果が適正かつ優良であるものであること。  
コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。
- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員又は賛助会員であること。  
コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。
- (6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及び配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。  
なお、コンソーシアムにあつては、イからシまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 業務概要調書
  - ウ 業務実績調書
  - エ 役員等に関する調書
  - オ 使用印鑑届
  - カ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
  - キ 個人にあつては、住民票
  - ク 印鑑証明書
  - ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  - コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

- シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ス 2の（2）に掲げる資格を証する書類の写し
- セ 2の（3）に掲げる資格、認定等を証する書類の写し
- ソ 2の（4）に掲げる契約を履行したことを証する書類の写し
- タ 2の（5）に掲げる会員であることを証する書類の写し
- チ 作業実施計画書
- ツ コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発効後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、 「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」及び「（大分類）14リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シ、ソ及びチに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は令和2年3月31日（火）から同年4月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年4月6日（月）午前9時から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年4月9日（木）から同月20日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和2年4月20日午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館9階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3081  
ファクシミリ番号 073-428-1810  
電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和2年4月28日（火）までに通知するものとする。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に対して通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和2年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該説明を求めたものに対して令和2年5月8日（金）までに書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第474号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

##### (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれもがこの要件を満たす者であること。

##### (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、令和元年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理及びソフトウェア開発のいずれかの資格を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

##### (3) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有する者であること。

コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) システムアーキテクト

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) ネットワークスペシャリスト

(オ) ITサービスマネージャ

イ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者

##### (4) 平成27年4月1日（水）から令和2年3月31日（火）までの間に、同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市又は国（公団等民間企業を含む。）への事業実績があり、そのうち公共工事に係る設計積算システム構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- キ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- コ 申請時の直前の事業年度における財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対象表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- サ 2の（2）に掲げる資格を証する書類の写し
- シ 2の（3）に掲げる資格、認定等を証する書類の写し
- ス 2の（4）に掲げる契約を履行したことを証する書類の写し
- セ 作業実施計画書
- ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し
- タ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) （1）のアからオまで、シからセまで及びタに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和2年3月31日（火）から同年4月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年4月6日（月）午前9時から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 令和2年4月9日（木）から同月20日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和2年4月20日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するよう、行わなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所



和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課  
 和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
 和歌山県庁南別館9階  
 郵便番号 640-8262  
 電話番号 073-441-3083  
 ファクシミリ番号 073-428-1810  
 電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、郵便により令和2年4月28日（火）までに通知するものとする。  
 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年5月8日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市秋葉町23番10地先から 同市手平三丁目39番10地先まで	旧	11.90 ） 36.30	2,910.00	新堀橋 L=72.00

和歌山県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来字洞尾1696番1地先から同市根来字洞尾1696番5地先まで	旧	27.13 } 29.72	12.37	
同上	新	29.71 } 39.03	12.37	

和歌山県告示第477号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市根来字洞尾1696番1地先から同市根来字洞尾1696番5地先まで

供用開始の期日 令和2年3月31日

和歌山県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原字下地1513番1地先から同町大字栖原字下地1474番6地先まで	旧	5.94 } 26.23	272.72	

和歌山県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡由良町大字小引字田子谷 577番1地先から同町大字衣奈字 前田坪785番1地先まで	旧	3.10 } 27.55	3,676.15	恵比須橋 L=3.10 美奈登橋 L=10.50
同上	新	9.27 } 38.43	3,079.20	小引トンネル L=483.00 戸津井トンネル L=174.00 水谷トンネル L=101.00 黒島トンネル L=383.00 戸津井大橋 L=207.50 新美奈登橋 L=19.05

### 和歌山県告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪（3-344-1-024）、貴志川右支溪（3-344-1-025）、貴志川右支溪（3-344-1-026）、貴志川右支溪（3-344-1-027）、貴志川右支溪（3-344-1-028）、鳴戸川右支溪（3-344-1-030）、鳴戸川右支溪（3-344-1-031）、貴志川左支溪（3-344-1-032）、貴志川左支溪（3-344-1-034）、貴志川右支溪（3-344-2-053）、貴志川右支溪（3-344-2-054）、貴志川右支溪（3-344-2-055）、貴志川右支溪（3-344-2-056-1）、貴志川右支溪（3-344-2-056-2）、貴志川右支溪（3-344-2-057）、貴志川右支溪（3-344-2-058）、貴志川右支溪（3-344-2-059）、鳴戸川右支溪（3-344-2-062）、鳴戸川右支溪（3-344-2-063）、花坂上花坂1（Ⅰ-3165）、花坂上花坂2（Ⅰ-3166）、細川3（Ⅰ-3167）、花坂上花坂3（Ⅰ-3168）、花坂1（Ⅰ-3169）、花坂2（Ⅰ-3170）、花坂掛谷1（Ⅰ-3173）、花坂掛谷2（Ⅰ-3174）、花坂上花坂4（Ⅰ-3175）、花坂上花坂5（Ⅰ-3176）、花坂上花坂6（Ⅰ-3177）、花坂下花坂1（Ⅰ-3179）、花坂上花坂8（Ⅰ-3180）、花坂3（Ⅰ-3181）、花坂上花坂9（Ⅰ-3182）、花坂上花坂10（Ⅰ-3183）、花坂不動野1（Ⅱ-1058）、花坂不動野2（Ⅱ-1059）、花坂不動野3（Ⅱ-1060）、花坂不動野4（Ⅱ-1061）、花坂上花坂11（Ⅱ-1062）、花坂上花坂12（Ⅱ-1063）、花坂不動野5（Ⅱ-1064）、花坂不動野6（Ⅱ-1065）、花坂不動野7（Ⅱ-1066）、花坂4（Ⅱ-1067）、花坂掛谷3（Ⅱ-1068）、花坂掛谷4（Ⅱ-1069）、花坂不動野8（Ⅱ-1070）、花坂不動野9（Ⅱ-1071）、花坂掛谷5（Ⅱ-1072）、花坂上花坂13（Ⅱ-1089）、花坂上花坂14（Ⅱ-1090）、花坂上花坂15（Ⅱ-1091）、花坂上花坂16（Ⅱ-1092）、花坂上花坂17（Ⅱ-1093）、花坂上花坂18（Ⅱ-1094）、花坂上花坂19（Ⅱ-1095）、花坂上花坂20（Ⅱ-1096）、花坂上花坂21（Ⅱ-1097）、花坂上花坂22（Ⅱ-1098）、花坂上花坂23（Ⅱ-1099）、花坂上花坂24（Ⅱ-1100）、花坂上花坂25（Ⅱ-1101）、花坂上花坂26（Ⅱ-1102）、花坂下花坂2（Ⅱ-1103）、花坂上花坂27（Ⅱ-1104）、花坂上花坂28（Ⅱ-1105）、花坂上花坂29（Ⅱ-1106）、花坂上花坂

30(Ⅱ-1107)、花坂上花坂31(Ⅱ-1108)、花坂(101)(Ⅱ-10456)、花坂(102)(Ⅱ-10457)、花坂(103)(Ⅱ-10458)、花坂(104)(Ⅱ-10459)、花坂(105)(Ⅱ-10460)、花坂(106)(Ⅱ-10461)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

貴志川左支溪(3-344-1-033-1)、貴志川左支溪(3-344-1-033-2)、貴志川右支溪(3-344-2-060)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第481号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

みなべ町

2 都市計画事業の種類及び名称

南部都市計画下水道事業 みなべ町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成8年8月16日

至 令和8年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成8年和歌山県告示第712号、平成20年和歌山県告示第242号、平成21年和歌山県告示第263号及び平成30年和歌山県告示第44号の事業地に、和歌山県日高郡みなべ町南道字小山田及び芝字猪ノ山の一部を加える。

平成8年和歌山県告示第712号、平成20年和歌山県告示第242号、平成21年和歌山県告示第263号及び平成30年和歌山県告示第44号の事業地のうち、和歌山県日高郡みなべ町北道字門田及び埴田字尾崎を削る。

平成8年和歌山県告示第712号、平成20年和歌山県告示第242号、平成21年和歌山県告示第263号及び平成30年和歌山県告示第44号の事業地のうち、和歌山県日高郡みなべ町北道字二ツ橋、作り道、南道字乱レ橋及び鳥田、芝字丸橋、気佐藤字上川原、高田久保、菱川、崩口、中通、新中通及び道寄、山内字茶屋、形部、外川原、越島、外新田、下井、市栗、汐入及び下湊、東吉田字田辺ヶ坪、埴田字勝栄谷並びに堺字森崎及び出口の一部を削る。

**和歌山県告示第482号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
海南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
海南都市計画下水道事業 海南市雨水公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 令和2年3月31日  
至 令和9年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
和歌山県海南市船尾字中濱及び日方字里
  - (2) 使用の部分  
なし

**和歌山県告示第483号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
有田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
有田都市計画公園事業4・3・1号楚都浜公園
- 3 事業施行期間  
自 平成31年4月1日  
至 令和6年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成31年和歌山県告示第272号の事業地のうち和歌山県有田市初島町浜字砂浜地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**和歌山県告示第484号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、和歌山下津港（海南港区）の港湾隣接地域（昭和57年和歌山県告示第438号）を次のとおり変更する。

令和2年3月31日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県  
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港（海南港区）港湾隣接地域

- |      |                 |                     |
|------|-----------------|---------------------|
| 基点1  | 北緯34度09分26秒7305 | 東経135度11分45秒0888の地点 |
| 基点2  | 北緯34度09分27秒4969 | 東経135度11分47秒1571の地点 |
| 基点3  | 北緯34度09分26秒4301 | 東経135度11分47秒3918の地点 |
| 基点4  | 北緯34度09分24秒1798 | 東経135度11分38秒2585の地点 |
| 基点5  | 北緯34度09分24秒2458 | 東経135度11分36秒7379の地点 |
| 基点6  | 北緯34度09分24秒8074 | 東経135度11分33秒6886の地点 |
| 基点7  | 北緯34度09分20秒9650 | 東経135度11分14秒4054の地点 |
| 基点8  | 北緯34度09分20秒4708 | 東経135度11分12秒5405の地点 |
| 基点9  | 北緯34度08分54秒2799 | 東経135度11分03秒9331の地点 |
| 基点10 | 北緯34度08分53秒9443 | 東経135度11分07秒1792の地点 |
| 基点11 | 北緯34度08分56秒7253 | 東経135度11分54秒8187の地点 |
| 基点12 | 北緯34度08分58秒1027 | 東経135度11分57秒7790の地点 |
| 基点13 | 北緯34度09分04秒6598 | 東経135度12分03秒6769の地点 |
| 基点14 | 北緯34度09分06秒3309 | 東経135度12分04秒2670の地点 |
| 基点15 | 北緯34度09分10秒9830 | 東経135度12分04秒0087の地点 |
| 基点16 | 北緯34度09分11秒5811 | 東経135度12分02秒4253の地点 |
| 基点17 | 北緯34度09分23秒8188 | 東経135度12分01秒6382の地点 |
| 基点18 | 北緯34度09分23秒8900 | 東経135度12分02秒8455の地点 |
| 基点19 | 北緯34度09分24秒7883 | 東経135度12分01秒8290の地点 |
| 基点20 | 北緯34度09分26秒9472 | 東経135度12分00秒6552の地点 |
| 基点21 | 北緯34度09分26秒9978 | 東経135度12分02秒1766の地点 |
| 基点22 | 北緯34度09分26秒8505 | 東経135度12分13秒8048の地点 |
| 基点23 | 北緯34度09分29秒3691 | 東経135度12分14秒1116の地点 |
| 基点24 | 北緯34度09分31秒4459 | 東経135度12分14秒1653の地点 |
| 基点25 | 北緯34度09分31秒4274 | 東経135度12分15秒4556の地点 |
| 基点26 | 北緯34度09分29秒2629 | 東経135度12分15秒4768の地点 |
| 基点27 | 北緯34度09分28秒7145 | 東経135度12分15秒7123の地点 |
| 基点28 | 北緯34度09分27秒5623 | 東経135度12分17秒2488の地点 |
| 基点29 | 北緯34度09分26秒4325 | 東経135度12分17秒3902の地点 |
| 基点30 | 北緯34度09分26秒6761 | 東経135度12分19秒4155の地点 |
| 基点31 | 北緯34度09分25秒2121 | 東経135度12分19秒2292の地点 |
| 基点32 | 北緯34度09分23秒0437 | 東経135度12分14秒3793の地点 |
| 基点33 | 北緯34度09分22秒9293 | 東経135度12分08秒1645の地点 |
| 基点34 | 北緯34度09分21秒1078 | 東経135度12分06秒0747の地点 |
| 基点35 | 北緯34度09分05秒8570 | 東経135度12分06秒9983の地点 |
| 基点36 | 北緯34度09分05秒3598 | 東経135度12分09秒3751の地点 |
| 基点37 | 北緯34度09分06秒3228 | 東経135度12分09秒2887の地点 |
| 基点38 | 北緯34度09分06秒8933 | 東経135度12分18秒0249の地点 |

基点39	北緯34度09分06秒4786	東経135度12分17秒9519の地点
基点40	北緯34度09分05秒9869	東経135度12分18秒5360の地点
基点41	北緯34度09分06秒3193	東経135度12分18秒7327の地点
基点42	北緯34度09分06秒1357	東経135度12分19秒6327の地点
基点43	北緯34度09分06秒1763	東経135度12分20秒4310の地点
基点44	北緯34度09分06秒1276	東経135度12分20秒4315の地点
基点45	北緯34度09分06秒7270	東経135度12分29秒9179の地点
基点46	北緯34度09分06秒6348	東経135度12分29秒9290の地点
基点47	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点48	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点49	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点50	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点51	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点52	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点53	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点54	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点55	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点56	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点
基点57	北緯34度09分10秒4943	東経135度12分43秒7783の地点
基点58	北緯34度09分09秒6978	東経135度12分42秒3048の地点
基点59	北緯34度09分05秒7349	東経135度12分42秒0153の地点
基点60	北緯34度09分05秒3638	東経135度12分37秒0183の地点
基点61	北緯34度09分05秒2678	東経135度12分36秒1892の地点
基点62	北緯34度09分05秒1168	東経135度12分34秒5152の地点
基点63	北緯34度08分58秒1469	東経135度12分35秒0579の地点
基点64	北緯34度08分57秒5641	東経135度12分36秒8256の地点
基点65	北緯34度08分56秒9264	東経135度12分36秒5179の地点
基点66	北緯34度08分57秒5500	東経135度12分34秒2223の地点
基点67	北緯34度09分00秒1872	東経135度12分17秒7894の地点
基点68	北緯34度09分00秒1179	東経135度12分16秒6995の地点
基点69	北緯34度08分59秒6285	東経135度12分08秒4045の地点
基点70	北緯34度08分49秒3238	東経135度11分58秒3221の地点
基点71	北緯34度08分38秒4452	東経135度12分00秒7336の地点

地域の表示

基点1から基点71までを順次結んだ線及び水際線に囲まれた陸域

#### 和歌山県告示第485号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和2年3月31日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県  
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について、変更した事

項は次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画

削除する施設

地区名	種別	水深	数量
大崎地区	ドルフィン（専用）	7.8m	1バース（既設）
	ドルフィン（専用）	7.0m	1バース

(2) 専用埠頭計画

ア 新たに追加する施設

地区名	種別	水深	数量
大崎地区	ドルフィン	12m	1バース
	小型栈橋	—	1基

イ 削除する施設

地区名	種別	水深	数量	延長
大崎地区	物揚場	4.0m	1バース	100m

(3) 港湾環境整備施設計画

削除する施設

地区名	種別	面積
大崎地区	緑地	2.0ha

(4) 土地造成計画

削除する施設

地区名	種別	面積
大崎地区	港湾関連用地	0.4ha
	緑地	0.6ha
	危険物取扱施設用地	3.6ha

(5) 土地利用計画

ア 変更する施設

地区名	種別	面積	変更内容	変更前	変更後
大崎地区	工業用地	23.3ha	種別	危険物取扱施設用地	工業用地

イ 削除する施設

地区名	種別	面積
大崎地区	港湾関連用地	0.4ha
	緑地	1.5ha
	危険物取扱施設用地	15.0ha

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課

和歌山県告示第486号

平成30年和歌山県告示第122号（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文別表第1の4の項委任事務の欄（4）中「和歌山県自動車税等証紙特別会計」を「和歌山県自動車税



証紙特別会計」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁中一般  
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第1班長及び審査第2班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第1班長及び審査第2班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、<u>恩給及び退職年金、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</u>、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年度までの賃金に関する会計事務の決裁については、この訓令による改正後の和歌山県会計事務決裁規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

入 札 公 告

和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借

- (3) 調達業務の内容  
公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 機器設置場所及び納入場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
県庁南別館4階 情報政策課サーバ室及び別途県の指定する場所
- (5) 業務の期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
令和2年和歌山県告示第473号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館9階  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
- (2) 期間  
令和2年3月31日（火）から同年5月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 仕様書及び入札説明書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の（1）に同じ。
- イ 期間  
3の（2）に同じ。
- (2) （1）の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、令和2年4月6日（月）から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室D
- イ 入札日時  
令和2年5月11日（月）午前11時
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年5月11日（月）午前9時30分までに和歌山県県土

整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（入札金額に60を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備

政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased :

Integrated support system of public construction

(Construction clerical work management system etc.)

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 11 May 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3081

FAX 073-428-1810

e-mail e0811003@pref.wakayama.lg.jp

## 入札公告

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和2年度から令和7年度まで
  - (2) 調達業務の名称  
和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務
  - (3) 業務の内容  
和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (4) 業務の期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
令和2年和歌山県告示第474号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
  - 3 契約条項を示す場所及び期間
    - (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館9階  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
    - (2) 日時  
令和2年3月31日（火）から同年5月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで
  - 4 入札説明書及び仕様書（以下、「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
    - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
      - ア 場所  
3の（1）に同じ。
      - イ 日時  
3の（2）に同じ。
    - (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、令和2年4月6日（月）から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
  - 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
    - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
      - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室D
      - イ 入札日時  
令和2年5月11日（月）午後1時
      - ウ 開札場所  
アに同じ。
      - エ 開札日時  
イに同じ。
    - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
    - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があるこ

とを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年5月11日（月）午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（入札金額に60を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けたものが契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを

引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased :

Integrated support system of public construction

(Design multiplication System)

(2) Time limit for tender :

1:00 p.m. 11 May 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3083

FAX 073-428-1810

e-mail e0811002@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成12年和歌山県条例第80号)第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画道路（3・6・5号愛宕川端線）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第11条関係） 勘定科目表	別表（第11条関係） 勘定科目表



収益

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

費用

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用	営業費用	略 管理センター費	略 報酬	略
		略 一般管理費	略 報酬	
	略	略	略	

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	略 一般管理費	略 報酬	略
	略	略	略	

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

収益

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

費用

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用	営業費用	略 管理センター費	略 報酬 賃金	略
		略 一般管理費	略 報酬 賃金	
	略	略	略	

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	略 一般管理費	略 報酬 賃金	略
	略	略	略	

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

略

(2) 土地造成事業

略

土地造成勘定

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

略 未成土地	略 (何)地区	略 直接経費	人件費	略 給料、手当(手当の種類別)、法定福利費、厚生福利費等に区分して整理する。
略	略	略	略	略

略 未成土地	略 (何)地区	略 直接経費	人件費	略 給料、手当(手当の種類別)、法定福利費、厚生福利費、賃金等に区分して整理する。
略	略	略	略	略

流動資産

略

資産  
資本金

略

剰余金

略

負債  
固定負債

略

流動負債

款	項	目	備考
略 未払費用	略		略 支払利息、賃借料等の一定の契約に従い継続的に役務の提供を受けた役務の対価の未払額(未払金に属するものを除く。)
略			略

繰延収益

略

流動資産

略

資産  
資本金

略

剰余金

略

負債  
固定負債

略

流動負債

款	項	目	備考
略 未払費用	略		略 支払利息、賃金等の一定の契約に従い継続的に役務の提供を受けた役務の対価の未払額(未払金に属するものを除く。)
略			略

繰延収益

略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）部長、局長、課長及び所長の専決事項		別表（第3条関係）部長、局長、課長及び所長の専決事項	
専決事項		専決事項	
略		略	
課長	1～5 略  6 <u>工事の検査に関すること（和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条に定めるものを除く。）。</u> 7 <u>給料、手当、法定福利費、報酬、退職給与金（裁定を除く。）、減価償却費及び棚卸資産減耗費に係る支出負担行為に関すること。</u> 8～19 略	課長	1～5 略 6 <u>和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する次のこと</u> ① <u>工事のうち250万円以上の検査要求書の提出（第9条第1項）</u> 7 <u>工事のうち250万円未満のものとしゅん工検査及び部分払のために行う出来高検査並びに測量、調査及び設計の委託のしゅん工検査に関すること。</u> 8 <u>給料、手当、法定福利費、賃金、報酬、退職給与金（裁定を除く。）、減価償却費及び棚卸資産減耗費に係る支出負担行為に関すること。</u> 9～20 略
所長	1・2 略 3 <u>工事の検査に関すること（和歌山県工事検査規程第4条に定めるものを除く。）。</u> 4 和歌山県工事検査規程に関する次のこと。 (1) 検査結果の復命の受理（第10条） 5 略	所長	1・2 略 3 <u>工事のうち250万円未満のものとしゅん工検査及び部分払のために行う出来高検査並びに測量、調査及び設計の委託のしゅん工検査に関すること。</u> 4 <u>和歌山県工事検査規程に関する次のこと。</u> (1) 検査結果の復命の受理（第11条第1項） 5 略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者  
和歌山県住宅供給公社
- 1で定める者が管理を行う県営住宅等  
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
  - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
  - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
- (2) 2で定める県営住宅等のうち、（1）に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
  - 和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
  - 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで